

個人情報等取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報および特定個人情報（鯖江市個人情報保護条例第2条第1号および第5号にそれぞれ規定する個人情報および特定個人情報をいう。以下「個人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利および利益を侵害することのないよう、個人情報等の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他に漏らしてはならない。この契約の期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事する者（以下「従事者」という。）に対して、在職中および退職後において、業務に関して知り得た個人情報等をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報等の保護に必要な事項を周知するものとする。

3 乙は、特定個人情報に関する内容を含む業務を行うに当たっては、当該従事者を明確化し、当該従事者以外の者には特定個人情報を扱わせないこととするとともに、当該従業者に特定個人情報の保護に関する研修等をするなど、適切な教育を施すものとする。

(収集の制限)

第3条 乙は、業務を行うために個人情報等を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、業務を行うために個人情報等を収集するときは、本人から収集し、本人以外から収集するときは、本人の同意を得た上で収集しなければならない。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

(適正管理)

第4条 乙は、業務に関して知り得た個人情報等の漏えい、滅失および毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために、個人情報等の管理に関する責任者および作業現場の責任者の設置等の管理体制を整備しなければならない。

2 乙は、個人情報等の取扱場所および保管場所（以下「作業場所」という。）において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。この場合において、乙が特定個人情報を取り扱うときは、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（別添）特定個人情報に関する安全管理措置（行政機関等・地方公共団体等編）」の規定に基づき、必要な安全管理措置を講じなければならない。

3 乙は、契約締結の際に、前2項の規定により講じた安全管理措置について、甲に書面にて報告しなければならない。業務着手後に当該安全管理措置の内容を変更したときも、同

様とする。

- 4 甲は、前項の報告の内容が個人情報等の適切な管理のために不十分であると認めるときは、乙に対し、その改善を求めることができるものとする。

(目的外利用・提供の制限)

第5条 乙は、甲の指示または承認があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報等を業務の目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 乙は、業務を処理するために甲から提供された個人情報等が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(持出の禁止)

第7条 乙は、甲の指示もしくは承諾がある場合または災害発生時その他の緊急かつやむを得ない場合を除き、作業場所から業務に関し取り扱う個人情報等が記録された資料等を持ち出してはならない。

- 2 乙は、業務において特定個人情報を取り扱う場合は、作業場所で業務を行うとともに、漏えいすることがないよう厳重に保管しなければならない。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、業務における個人情報等の取扱いを自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により甲の承認を得なければならないものとする。
- 3 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託するときは、乙と当該第三者との契約の内容にかかわらず、当該第三者が行う業務に関する全ての行為およびその結果について、甲に対し責任を負うものとする。
- 4 乙は、個人情報等を取り扱う業務を第三者に委託するときは、この契約により乙が甲に対して負う個人情報等の取扱いに関する義務を当該第三者にも遵守させなければならない。

(資料等の返還等)

第9条 乙は、業務を処理するため甲から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した個人情報等が記録された資料等（原本であるか複写または複製であるかを問わない。）の一切を、業務完了後直ちに甲に返還し、もしくは引き渡し、または廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 前項の場合において、個人情報等が記録された資料等（紙に印刷されたものおよび電子媒体等に記録されたもの）を廃棄するときは、乙は、当該個人情報等をいかなる手段でも復元または判読が不可能な方法により廃棄するとともに、当該廃棄に係る記録を保存することとし、当該廃棄処理を行ったことの証明書等を甲に提出しなければならない。

(報告および調査)

第10条 甲は、必要があると認めるときは、乙が業務の実施に当たり取り扱っている個人情報等の管理状況および業務の履行状況について、乙に対して報告を求め、または作業場所等を随時実地に調査することができる。

(事故発生時等における報告)

第11条 乙は、個人情報等の漏えい、滅失、毀損、改ざん等本件特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本件特記事項に定める義務を果たさないときは、この契約の全部または一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害を被ったときにおいても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第13条 乙の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報等の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合は、乙はこれにより甲または第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償したときは、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者を、「乙」は受託者をいう。

2 委託業務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、または不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別記2

情報セキュリティ特記事項

(基本的事項)

第1 受託者は、情報セキュリティの重要性を認識し、その業務の実施に当たっては、情報資産の機密の保持および正確性、完全性の維持ならびに定められた範囲での利用可能な状態を侵害することのないよう、ネットワーク、情報システムおよび情報資産の取扱いを適正に行わなければならない。

(遵守事項)

第2 委託者は、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を提示し、受託者は、これを遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第3 受託者は、その業務上知り得た情報をみだりに他に漏らしてはならない。期間が終了し、または解除された後においても、同様とする。

2 受託者は、この業務に従事する者を定め、その者に対して在職中および退職後において、その業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならないこと、その他情報セキュリティに必要な事項を周知するものとする。

(利用および提供の制限)

第4 受託者は、委託者の指示または承認があるときを除き、その業務に関して知り得た情報を、当該個人の同意がない限り業務の目的以外の目的に利用し、または受託者以外の者へ提供してはならない。

(資料等の返還)

第5 受託者は、その業務を処理するため委託者から提供を受け、または自らが収集し、もしくは作成した情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに委託者に返還し、または引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(教育・訓練)

第6 受託者は、その業務に従事している者に対して、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を周知し、これを遵守させるため、教育を実施しなければならない。

(適正管理)

第7 受託者は、情報セキュリティの責任者・管理者・担当者を定め、鯖江市情報セキュリティポリシーのうち外部受託事業者が守るべき内容を遵守するための体制・措置を講じなければならない。

(再委託の禁止)

第8 受託者は、委託者の承認があるときを除き、その業務を第三者に委託してはならない。

(実地調査)

第9 委託者は、必要があると認めるときは、受託者がその業務の執行にあたり情報セキュリティの状況について、随時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10 受託者は、ここに定める特記事項に違反する事態が生じ、または生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。